

# 令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年5月16日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時12分

【場所】 教育文化会館 大会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 石井 孝

委員 芳川 玲子

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 野村 浩子

委員 森川 多供子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 大島 直樹

庶務課長 鷹嘴 将行

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

庶務課課長補佐 葛山 久志

指導課担当課長 五味 博

指導課長 古俣 和明

指導課指導主事 武田 弦

指導課担当課長 河原 正男

麻生区・教育担当課長 古頭 一哉

教職員人事課担当課長 松岳 毅泰

健康給食推進室担当課長 田中 誠志

健康給食推進室課長補佐 落合 謙二

南部学校給食センター所長 矢島 吉朗

中部学校給食センター所長 小林 栄一

北部学校給食センター所長 川合 健一

生涯学習推進課長 山口 弘

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

生涯学習推進課担当課長 米井 克子

生涯学習推進課担当係長 小野 三千代

生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規

教育環境整備推進室担当課長 森 真二

教育環境整備推進室担当係長 山崎 瑞穂

教育環境整備推進室職員 山口 皓平

調査・委員会担当係長 高木 直子

書記 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 石井 孝

委員 芳川 玲子

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時40分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、及び公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No. 3は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 4から報告事項No. 7までは、議会の報告案件で、これから議会に報告する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と芳川委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1 「叙位・叙勲について」御説明いたしますので、お手元のタブレット端末を御覧いただき、ファイル 01、報告事項 No. 1 をお開き願います。

こちらの資料に記載されておりますのは、令和4年10月から令和5年3月までの間に、受章が確定された方々でございます。

秋の叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が4名、高齢者叙勲を受けられた方が7名となっております。

それぞれ受章をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載されているとおりでございます。

いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その功労に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項 No. 1 につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項 No. 1 は終了といたします。

## 7 議事事項

### 議案第4号 令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第4号 令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

#### 【五味指導課担当課長】

それでは、ファイルナンバー02、議案第4号のファイルを開き、「令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の議案書を御覧ください。

説明に当たりましては、主な項目を中心に説明させていただきます。

まず、1の「募集定員」を御覧ください。募集定員につきましては120名、3学級分といたします。男女別の定員はございません。

次に、2の「志願資格」を御覧ください。

志願資格を有する者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有し、入学後も引き続き川崎市内から通学することが確実な者といたします。

次に、3の「志願手続」を御覧ください。

(1)の「志願の範囲」については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。

(2)の「志願方法」についてですが、令和6年度募集から、インターネットを活用し、ウェブサイト上で志願手続を行います。

1ページおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

4の「検査方法」についてでございますが、昨年7月の教育委員会で「検査の改善方針」についてお諮りしましたとおり、令和6年度募集からは面接検査を廃止し、作文を含む適性検査を行います。

次に、6の(1)の「合否決定」についてでございますが、検査の結果と小学校の作成する調査書による総合的な選考により、上位120名を合格者と決定いたします。

次に、8の「入学手続」の(3)についてでございますが、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰上げ合格者を決定いたします。

説明は以上でございますが、県内にあります神奈川県立及び横浜市立の中高一貫教育校におきましても、本市と同じ2月3日に「検査」を実施することを補足いたします。

なお、本要綱に関しましては、御承認いただいた後、速やかに公告し、川崎市ホームページ等を通して、志願者へ周知してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。

6番の可否決定及び合格発表期日のところで(1)についてお伺いしたいのですが、「資料が整わない受験者について」というのは、例えば調査書が帰国子女だったりして小学校で資料が作成できないとか、そういったことを想定しているのでしょうか。

**【五味指導課担当課長】**

今おっしゃられたとおり帰国子女もそうですが、あと、不登校等で学校に通えなくて、例えば一部記載がないという場合もございますので、そういった場合に関しても不利のないように選考してまいりますということでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

はい、お願いします。

**【田中教育長職務代理者】**

1点、教えていただけますでしょうか。今の野村委員の質問と同じ項目ですが、6の(1)、一文目のほうなんですけど、この総合的な選考というのは、検査の結果と志願者の調査書の配点の割合というのは決まっていたか。

**【五味指導課担当課長】**

昨年発表したもので9対1ということでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

9対1。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

はい、森川委員。

**【森川委員】**

すみません。4の検査方法の(1)なんですけども、この適性検査で行う作文というのは、当日、試験の日にその場でお題を出して書いていただくという形の理解でよろしいですか。

**【五味指導課担当課長】**

そのとおりでございます。

**【森川委員】**

分かりました。今は前もって色々な手段で色々な文が調べられてしまうので、ちょっとそこが心配になっただけです。ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

はい、芳川委員。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。

教えていただきたいんですが、4の(3)のところで、障害等のある志願者の検査方法は教育長が別に定めるということですが、その内容を少し教えていただけると助かります。

**【五味指導課担当課長】**

障害の程度にもよるのですが、例えば識字障害とかで小さい字が書けないということであれば解答用紙を拡大するですとか、書くのに時間がかかるということでしたら時間を延長するですとか、日常の小学校での支援に応じて判断をさせていただきまして、場合によっては時間延長ですとかを検討させていただくということでございます。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。

ということは、事前の申入れで対応していただけるということですね。

**【五味指導課担当課長】**

準備がございますので、事前に申し出ていただく形になっております。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

2の志願資格の(3)に「現地校において日本の6年の義務教育相当の教育を受け」と記載されているのですが、この6年というのは6年間ですか、1年から6年まで6年間教育を受けた、それとも6年担当の1年間という形でしょうか。どちらなんですかね。

**【五味指導課担当課長】**

日本の義務教育に値する6年間ということです。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか、ほかには。  
野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

繰り返しすみません。

芳川委員の質問に関わるところで、障害をお持ちの方の受検に関する事なのですが、作文に関しても申請があればパソコンでのタイピングというのが認められるのかということが一点と、あと、先ほど調査書が作成できない、資料が整わないというところで不登校のお子さんの話が出たと思うんですけど、例えば特別支援級に在籍していて成績がつかないお子さんもいらっしゃると思うんですが、そういったお子さんもこの要件に当てはまるということでよろしいのでしょうか。

**【五味指導課担当課長】**

まず、作文のほうですが、日常生活でどういった支援を学校で受けているかというのは、我々は分かりませんので、その辺は小学校の先生と相談しながら決めていきたいと思っております。

あと、調査書の発行に関しましては、基本的には小学校の校長先生が責任を持って発行することになっておりますので、我々はそれを受けまして、このような理由で、この部分の成績がつかないということであればそれを受けて判断しております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。  
それでは、議案第4号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第4号は原案のとおり可決いたします。  
傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 2 陳情第1号の報告について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議で確認の上、陳情第1号は審議を行わないことが決定された。

### 報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

松岳教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 3は承認された。

### 報告事項No. 4 学校給食センター整備等事業 PFI事業中間評価について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 学校給食センター整備等事業 PFI事業中間評価について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

#### 【田中健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等に係るPFI事業中間評価について御説明申し上げます。

本日、御用意した資料ですが、資料として、学校給食センター整備等事業に係るPFI事業中間評価についての概要版、参考資料として、各学校給食センターの整備等事業に係るPFI事業中間評価についての本編となっております。

初めに、ファイルナンバー「03-1 報告事項No. 4」の資料のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

学校給食センター整備等事業に係るPFI事業中間評価についての概要版でございます。

まず、「1 報告の趣旨」でございますが、PFI事業として実施した学校給食センター整備等事業について、平成29年度の運営開始から5年を経過したことにより中間的な検証を実施し、川崎市民間活用推進委員会の審議を経て中間評価を取りまとめたため、報告を行うものでございます。

次に、「2 川崎市学校給食センター整備等事業（PFI事業）について」でございます。

「(1) 事業の全体像」ですが、「ア 事業概要」を御覧ください。

平成26年10月に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づき、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施するため、センター方式により調理場を市内3か所に整備することといたしました。本事業は、学校給食センターに係る設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減、財政負担の平準化等を図るため、PFI事業として実施しました。

3ページを御覧ください。

学校給食センター整備等事業については、南部・中部・北部と三つの学校給食センターがござ



いますので、初めに、各センターの概要を御説明いたします。

事業者名ですが、南部学校給食センターが株式会社川崎南部学校給食サービス、中部が株式会社川崎中部S L S、北部が株式会社川崎北部学校給食サービスで、事業体制は、南部及び北部学校給食センターが東洋食品を代表企業とするグループ、中部がグリーンハウスを代表企業とするグループで構成されています。

次に、事業期間ですが、設計・建設・開設準備期間も含め、南部学校給食センターが平成27年10月から令和14年3月までの16年6か月、中部及び北部学校給食センターが平成27年12月から令和14年3月までの16年4か月となります。

次に、配送対象中学校数及び供給能力ですが、南部学校給食センターが22校で1日当たり1万5,000食、中部学校給食センターが14校で1日当たり1万食、北部学校給食センターが12校で1日当たり6,000食となっております。

4ページを御覧ください。

「(2) 事業実施スケジュール」ですが、平成27年2月には、特定事業の選定ということでPFI事業として本事業を実施することを決定し、その後、入札を経て、事業者を選定いたしました。契約後に施設の建設を行い、南部学校給食センターは平成29年9月4日から、中部及び北部学校給食センターは平成29年12月1日から完全給食を実施しております。

5ページを御覧ください。

次に、「3 中間評価の内容」ですが、本事業の検証については、これまでの報告書等を整理した上で、検証のための視点として「事業としての評価」、「手法としての評価」、「施設としての評価」の三つの視点で評価を行いました。

次に、「検証内容に応じた評価項目の考え方」ですが、本事業の検証に当たり、「事業」「手法」「施設」の視点ごとに評価を実施するため、評価項目、確認内容をまとめております。

6ページを御覧ください。

「4 評価のまとめ」でございます。ここでは、先ほど御説明した三つの視点である「事業」「手法」「施設」の視点ごとに、検討・分析を行った結果のまとめと評価のまとめを記載しております。

初めに、「(1) 事業としての評価」でございます。

検討・分析結果のまとめとしては、「ア 中学校完全給食の実施」として、センター方式を採用することにより、平成29年12月に市立中学校52校全校で完全給食の提供を開始し、早期の中学校給食の実施に大きく寄与したことや、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、食育の充実を図っていると考えられること、「イ 利用者満足度」として、令和4年度のアンケート結果から生徒の約90%が「給食をおいしい」と回答、保護者の約96%が「給食が始まってよい」と回答しており、「とにかく『美味しい』中学校給食」というコンセプトに沿った給食を提供できていると考えられること、「ウ 安定的な中学校給食の提供」として、事業者起因する事情によって学校給食センターの稼働が停止することはなく、支障なく事業実施ができたこと、以上3点を検討・分析結果のまとめとして、事業としての評価のまとめとしては、「早期に安全・安心な中学校完全給食の実施」という本事業の目的はおおむね達成されており、適切な対応がなされているといたしました。

7ページを御覧ください。「(2) 手法としての評価」でございます。

検討・分析結果のまとめとしては、「ア 事業スキームの妥当性」として、財政負担の平準化、

交付金の適用、一定のVFM実現が見込まれていることや、運営期間中も市が施設所有者として施設・設備面に対して関与が容易で事業の安定的な実施が可能となることなどから、施設の所有者が市となるPFI（BOT）方式は学校給食運営上適切であったこと、PFI事業方式の特徴の一つである一括発注が設計と工事の連携を可能とし、速やかな共同調理場整備につながったと考えられること、学校給食センターは極めて高いレベルでの安全上・衛生上の配慮が必要であるため、設計・建設・運営等の業務の一括化に伴い、事業者は前もって資材・人材の確保をはじめとする各種準備を進めることができ、円滑な事業実施、良質なサービスの提供を実現できていることが挙げられます。

次に、「イ 効率的な整備実施によるサービスの質の向上」として、一括して民間事業者に委ねることにより、分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が図られており、包括発注の効果が認められることや、要求水準に従って、高い食品衛生上の安全性が確保された施設が整備されているとともに、計画に基づいた適切な維持管理が行われ、運營業務でも各種マニュアルによる衛生管理が実施されており、給食提供に影響を及ぼすことなく、要求水準書・事業契約書等に規定されるサービスはおおむね適正に履行され、民間活用の効果が認められると考えられることは、運営等を意識した設計などの工夫を実現していると考えられます。

また、学校給食センターに配置される市職員が施設を巡回し、業務を監視することに加えて、市職員によるモニタリングにより指摘された改善点や、必要に応じて行われた指導・勧告に対して、安全・安心な給食提供のための業務改善が継続して実施されていると考えられます。

改善勧告の実例として、令和2年度に発生した南部学校給食センターにおける火災対応を記載しております。炊飯室の延長コードが燃え、壁面及び延長コードが焼損した事案でございます。当日の給食は予定どおりに提供されたものの、一方で、事業者が火災を把握した後の対応には不適切で改めるべき点がございましたので、火災時には速やかに消防署へ通報すること、その上でセンター職員へ報告を行うこと、消防署による火災原因調査のため現場保存を行うことなど、今後の適切な対応についてしっかり指導したところでございます。

8ページを御覧ください。

次に、「ウ 財政負担の縮減」として、民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られたと言えること、「エ 事業経営の安定性」として、本施設のPFI事業者であるSPC（特定目的会社）の財務状況から財務上の健全性についての特段の課題等は見受けられないこと、「オ リスク分担の妥当性」としては、事業期間の中でリスクが顕在化する事態が生じたものの、リスク分担に従い適切に対処できていることが挙げられます。

以上、5点を検討・分析のまとめとした上で、手法としてのまとめとしては、PFI手法を導入したことで、施設の設計と維持管理・運営の両面での効果、市の財政負担の平準化など、多方面の効果があつたといたしました。

9ページを御覧ください。「(3) 施設としての評価」でございます。

検討・分析のまとめとして、日常点検等で不具合の兆候が見られた段階で予防的に修繕を実施するなど、要求水準書に沿って施設の維持管理・修繕が適切に実施されていること、長期修繕計画及び毎年の維持管理に関する事業計画書に基づき、建物及び建築設備について適正に点検、保守、修繕を実施していること、以上2点を検討・分析結果のまとめとした上で、施設としての評価のまとめとしては、要求水準書に沿って施設の維持管理・修繕が適切になされているといたし

ました。

10ページを御覧ください。次に、「(4) まとめ」でございます。

本事業をPFI事業として実施した目的である、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施するため、センター方式により調理場を市内3か所に整備することとして、学校給食センターに係る設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減、財政負担の平準化を図ることにつきまして、「事業」「手法」「施設」の視点ごとの評価項目を踏まえて、本事業のまとめとしては、PFI事業として実施したことにより当初期待したとおりの効果が得られたといたしました。

なお、参考として、11ページには「川崎らしい特色ある「健康給食」の推進」ということで、中学校給食のコンセプトをまとめております。12ページには令和4年度中学校給食アンケート結果の一部をグラフにてお示ししております。13ページ、14ページは各学校給食センターの改善勧告の実施状況の一覧をお示ししております。なお、令和4年度は、第3四半期までの実績となります。後ほど御参照ください。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等はございますか。

田中委員。

#### 【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございます。細かい点ですが、3点教えていただけますでしょうか。

一つは、このような施設の整備から給食事業実施まで包括的に委託するケースというのは、ほかの地方自治体でも一般的な検討になっているのかどうか。それが一つです。

2点目は、今は評判がいいようですけれども、仮に、今、事業の委託を受けている会社がなかなかよくないといえますか、この後、事業を続けるのが難しいというように評価されてきた場合には、施設はそのまま利用してほかの企業に委託をやり直す、事業運営だけをやり直すということはあるのか。それが2点目です。

3点目は、温かい給食という点から見たとき、今、最も時間がかかる場所は給食センターから学校まで運ぶのに大体どれぐらい時間がかかって、それぐらい時間がかかっても給食が冷めたりする可能性はないのか、あるいは温度管理がちゃんとできているトラックで運ぶのであれば問題ないのでしょうか、その辺り、時間、距離に関係なく問題なく温かいものが届けられるのか、その辺り、3点お願いします。

#### 【田中健康給食推進室担当課長】

ありがとうございます。三つの点についてお答えいたします。

まず1点目ですけれども、他都市の動向といたしまして、同じようにPFI事業として実施している自治体といたしましては、政令市では千葉市や、福岡市、そういったところは給食センターをPFI事業として実施しております。傾向としては、分かれているような状況ではあります。川崎の場合はもともとなかったものを新しく造るということで整備していった形になりますので、

各学校に給食センターを整備していくというのが、学校の敷地がなかなか狭隘なところもありまして全てのところに給食室を整備していく、短期間にとということですね、そういったことはやはり難しいということもありましてセンター方式を選んだというような形になっております。

2点目の評価が悪くなった場合に事業者の変更等があり得るのかという御質問ですが、こちらについては、事業者については基本的にはやはり変えない形にはなりますが、日々モニタリングというような形で日常点検、定期点検、随時点検ということで、市の職員が給食調理の状況であったり配送の状況であったりとか、そういったものは確認を事業者としております。そこで何か課題があったり異常があった場合については、適宜打合せをしたり、場合によっては指導したりというような形になっております。

最後に、配送時間についてなんですけれども、もちろん温かいものは温かい形で、冷たいものは冷たい形で配送できるような体制であり、一番遠いところで1時間程度となります。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【田中教育長職務代理者】**

ちょっと1点だけ。

その場合、運ぶトラックについては温度管理ができるトラックなのでしょうか、あるいはそうではないのでしょうか。

**【田中健康給食推進室担当課長】**

すみません。トラックというよりは、食缶が密閉する形で冷めないような形のものを取っております。

**【田中教育長職務代理者】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

食缶が保温食缶になっていて、スープなどは温かい状態で食べられるということになっております。

ほかの質問。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

供給能力のところ、アレルギー対応食、それぞれ記載されているのですが、色々多種多様なアレルギーがあると思うのですが、大体今どのように対応されているのか教えていただけますか。

**【田中健康給食推進室担当課長】**

アレルギーについてですけれども、川崎については、除去食対応として卵、乳、牛乳ですね、小麦については除去食の対応ということで、除去した形で給食の提供のほうをしております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

それで、作るラインというか、部屋も全く別のルートで、食缶だとか食器とか全部違うもので分かるようにして、間違いのないように学校と連携しながらアレルギー食を提供している形ですね。

**【石井委員】**

これは、生徒の申告によってそれに対応しているということですか。

**【田中健康給食推進室担当課長】**

そうですね。お子さんの状況と、あとは診断書ですかね、そちらのほうも出していただく形にはなっております。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

**【芳川委員】**

データの報告書、そして発表をありがとうございました。

子どもたちにとってやっぱりこの給食ってすごく大きい意味合いがあるかと思うので、そういう意味では、アンケートを見ていて、かなり満足度が高くて満足しているというところはすごく安心できるデータだなと思ったりしております。

もう一つは、多分その給食については安全性というところもやっぱり大事なポイントなのかなと思いますので、すごくよかったなと思ったのは、レベル4とかレベル5の重要な例えばリスクだとかというふうに発生していないところが、本当に全員がものすごくきちっとモニタリングを含めてやっていただいたのだなと思います。

そういう意味では、さっき話題になっていると思うんですが、モニタリングを特に、我々の職員がモニタリングで回ったりとか、改善点を事前に発見することがとても大事だと思うのですが、今現在どのような頻度で回ったりしているのか教えていただけますか。

**【田中健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。

日常的なモニタリングにつきましては、各センターに栄養士が配置されているのですけれども、栄養士さんはほぼ毎日、調理場、調理室の中には入る形で、調理の状況であったり仕上げであったりと、そういったものは確認しています。

そのほかに、我々、事務局の職員も含めて定期的に月に1回、SPCの事業者とセンターと併せて月に1回、定例的にモニタリングといいますか、事業報告を受けるような形を取っております。

す。あとは、年に1回、建物の総合点検も行いますし、全体的な報告も受けているような形になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

## 報告事項No. 5 (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 5「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」御説明いたします。

まずは、昨年度の教育委員会会議定例会におきまして、管理運営計画の策定ですとか、改修工事費が増額する旨を報告させていただきました。令和5年3月に入札を行いました結果、入札不調となったことから、今後の対応等につきまして、本日は説明させていただきたいと考えております。

それでは、ファイルナンバー04【報告事項No. 5】のファイルを御覧ください。

「1 再編整備の概要」でございますが、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館機能の再編整備に合わせ、現在の労働会館施設を大規模改修し、(仮称)川崎市民館・労働会館を設置するものでございます。

「2 これまでの経過」でございますが、(1)「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を平成30年3月に策定し、川崎区における市民館機能の再編整備に当たっては、労働会館の一部を改修し、労働会館建物内に移転することといたしました。

右側に移りまして、(2)「川崎市教育文化会館および川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を平成31年3月に策定し、様々な市民意見を参考として、それぞれの館で行ってきた社会教育振興事業や労働者支援事業の進展と会館のさらなる活性化を図るため、施設整備の在り方について、取りまとめました。

(3)「川崎市立労働会館および川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を令和3年1月に策定し、大規模改修により改築同程度の機能改善が見込まれること、改修概算工事費(約48億円)

と改築概算工事費（約77億円）の比較等を踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として計画的に大規模改修を実施することといたしました。

2ページを御覧ください。

（4）「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を令和4年8月に策定し、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項を明確にするとともに、令和4年度予算で、再編整備事業費として、約49.6億円を計上しました。

（5）総務・文教委員会報告「（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について」を令和5年2月に行い、令和4年度予算で49.6億円としていた再編整備事業費について、諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により、約69.1億円（約20億円の増額）を予定していること等を報告しました。

「3 工事入札不調について」でございますが、（1）経過として、令和5年1月に入札公告を行った「労働会館改修工事（建築）」について、令和5年3月に開札を行った結果、入札不調となり、関連する「電気設備工事」、「空気調和設備工事」及び「衛生設備工事」の入札が中止となりました。

（2）入札不調の原因ですが、本市工事の実績のある建設業者などにヒアリングを実施した結果、三つの原因が考えられることが判明しました。

「①建築コストの高騰」として、内装工事で主に使用される木製品、金属製品の資材について、令和4年11月の設計時点から令和5年2月の入札までの間に、3から5.3%程度コスト上昇しています。

「②工事内容の捉え方」として、本工事は、スケルトン改修となっており、現施設の状況や既存内装の解体方法等について、建設業者の捉え方に幅が生じた可能性があります。

「③入札競争性の低下」として、コロナ禍において停滞していた再開発等の大型物件の建設が動き始め、受注環境の好転により、今年度は多くの手持工事を抱えていること、2024年度から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されること等により、積極的な受注を手控えている等の意見が複数の建設業者からあり、入札競争性の確保が難しくなっていると思われま

す。右側に移りまして、「4 入札不調の影響と今後の対応」ですが、（1）入札不調の影響として、令和7年1月に予定していた（仮称）川崎市民館・労働会館の供用開始も遅延する見込みで、それに伴い、教育文化会館の供用開始も延長となる見込みです。

また、令和7年春開催の全国都市緑化かわさきフェアに供用開始が間に合わなくなるほか、教育文化会館の供用開始が延長になることから、富士見公園再編整備事業における市民利用施設の整備等に遅延が生じる見込みです。

（2）今後の対応として、入札不調の原因を踏まえ、工事費、仕様、工事発注条件、工事発注方法等を見直し、再発注に向けた対策を検討します。また、これまで市議会の常任委員会等においていただいた意見・要望等を踏まえ、関連事業への影響等を精査するなど、丁寧な対応を図った上で、今後の再編整備の方向性やスケジュールを令和5年9月までに報告する予定です。

説明につきましては以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はいかがでしょうか。よろしいですか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明、ありがとうございました。

これまでも何度か説明をずっと受けてきた件で、ずっと時系列に把握してきたはずなのですが、確認なのですが、数字的にももともとは1ページ目の、1枚目の右側の(3)でしょうか、ここで数字が出ていますが、改修概算工事費として当初48億円が出ていたわけですが、それがその後、改築概算工事費として約77億円必要だというような数字が出てきたというのが、まずあったわけですね。

それを踏まえて、今度は2枚目のほうの左上ですが、令和4年度の予算では整備事業費として約49.6億円を計上したと。これは、改修工事として想定していた48億円に対応するのでしょうか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

こちら、49.6億円につきましては、改修の場合、当初48億円になっていたものが予算要求の時点で49.6億円ということで変更になっているものでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

そうですね。

それで、それが今度は(5)のところでは、69.1億円がありますけれども、これが改築になったということによる上昇でしたっけ。それとも、物資の高騰でこうなったのでしたっけ。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

こちらにつきましては、いずれも改修工事についてということでありまして、この69.1億円につきましては、内訳を前回は御説明しましたが、8億円が資材高騰等の影響、残りの12億円につきましては、詳細設計を行った結果、増加になったものということで、合計20億円の増となっているものでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

分かりました。

そうなりますと、それでこの入札を行ったのは改修工事としての入札でしたっけ。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

改修工事の建築の部分ですね、ほかには設備等もございまして、メインとなる部分につきまして。

**【田中教育長職務代理者】**

ということは、改築というレベルにするのは止めたのでしたっけ。



【柿森生涯学習推進課担当課長】

そうですね、当初から、こちらの1枚目のところにありますとおり……。

【田中教育長職務代理人】

分かりました、すみません。1枚目の(3)を見れば、そう書いてありますね。

当初の48億円と77億円の比較をした上、改築のレベルの77億円ではなくて、やはりこれは改修でいこうということになったということですね。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

そうですね。

【田中教育長職務代理人】

分かりました。了解です。

すみません。過去のことをなかなか思い出せなくて、時間がかかりまして、申し訳ございません。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

## 報告事項No. 6 八ヶ岳少年自然の家の整備について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 八ヶ岳少年自然の家の整備について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、続きまして、報告事項No. 6「八ヶ岳少年自然の家の整備について」御説明いたします。

ファイルナンバー05【報告事項No. 6】のファイルを御覧ください。

「1 八ヶ岳少年自然の家について」でございますが、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通じて、健全な少年の育成を図るため、昭和52年に長野県諏訪郡富士見町に「川崎市八ヶ岳少年自然の家」を開設しました。

これまで約45年間で、延べ80万人の子どもたちが親子世代にわたって自然教室等で利用しており、多くの市民にとって共通体験の場となっています。

また、本市のこども会やボーイスカウト等の青少年団体も利用しており、多世代が交流・協力しながら地域のつながりづくりに貢献する施設として市民にも浸透しています。

一方、本施設には、築年数が40年以上経過した木造建築物等が多くあり、また、厳しい自然環境下にあるため、施設及び設備の老朽化が進行しており、抜本的な老朽化対策を行う必要があ

り、課題改善に向けた再編整備等の検討を行うこととしました。

「(2) 沿革」につきましては、昭和52年の開設から、平成3年に全小学校の自然教室受入れを、平成17年に全中学校の自然教室受入れを開始し、平成18年に指定管理者制度を導入し、現在に至っているところでございます。

「(3) 施設概要」につきましては、下の表のとおり、宿泊棟が5棟、センターハウス、ワーキングホール等で構成されており、築年数はおおむね40年以上となっております。

また、表の右にある敷地図のとおり、八ヶ岳少年自然の家の敷地は青色の点線で囲ってありますが、敷地の大部分が土石流の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に、敷地の一部は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されております。

右側に移りまして、「2 これまでの検討経過」につきましては、令和2年度に劣化調査や利用者アンケート、令和3年度に劣化調査の分析や市場調査、令和4年度に基本計画の策定に着手し、市場調査や利用団体のヒアリング調査等を実施してきました。

「3 現状と課題」につきましては、「(1) 利用状況」についてですが、表のとおり、宿泊室稼働率は約60%で、全体では自然教室での利用が約70%を占めています。

「(2) 劣化状況」についてですが、築40年以上を経過した木造建築物が多く、老朽化が著しく、設備機器の多くが耐用年数を超過していることから、安定的な施設運営のため、抜本的な老朽化対策が必要な状況です。

「(3) 安全対策」についてですが、バリアフリー化がなされておらず、車椅子利用者などは、車での移動や宿泊場所の制限がある状況です。また、土砂災害特別警戒区域等の指定を受けており、ハード面の対策に課題があることから、バリアフリー化や土砂災害に対する安全対策が必要な状況です。

ページをおめくりいただきまして、「4 これまでの検討結果」につきましては、劣化調査結果や再編整備後の施設運営などを考慮し、二つの再編整備案と概算事業費について検討しました。

下の表のとおり、ケースA（改修をメインとしレッドゾーン対応として擁壁を設置する案）とケースB（新築して集約化することにより建物はレッドゾーンを回避する案）の2パターンについて検討を行い、概算事業費は60億円程度かかることが判明しました。

「5 土砂災害特別警戒区域等に対する経過と対応」につきましては、「(1) 経過」については省略させていただきますが、「(2) 対応」として、3ポツ目のとおり、再編整備案と概算事業費を検討する中で、長期的な安全性の確保を考慮する必要があるとの結論に至りました。

「6 検討の方向性」につきましては、自然教室の継続実施を前提に、他都市の実施方法等を参考にしながら、自然教室の内容の整理を行います。

また、「(2) 幅広い検討の実施」として、長期的な安全性の確保を考慮し、当該地での再編整備の妥当性や、他施設活用の可能性など、自然体験の場を継続的に確保する手法について、幅広い検討いたします。

次に、「(3) 今後のスケジュール（案）」についてですが、表の上段のとおり、当初は、令和4年度から令和5年度までの2年間で「基本計画策定支援等業務委託」を行い、令和5年度末に基本計画を策定し、令和6年度以降に、事業手法検討・手続・事業着手の予定で進めておりましたが、表の下段のとおり、変更後は、令和5年度は自然体験の場の継続的な確保についての検討を行い、年度末に方向性を取りまとめ、令和6年度以降に方向性の具体化に向けた検討を進めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございましたら、お願いします。

森川委員。

**【森川委員】**

御説明、どうもありがとうございます。

やはり土砂災害対応をとっても心配してしまうのですが、この花の棟とか山の棟がありますよね。私の記憶では、ごめんなさい、間違っていたら教えてください。この建物は、多分メインが宿泊ですよ。たしか子どもたちの寝室はここ……。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

そうですね、宿泊棟になっております。

**【森川委員】**

ここにありますが、それが改築、解体等の対応が必要ということで劣化しているということですよ。

あと、建物がたしか、これもごめんなさい、記憶が違ったら申し訳ないんですけども、建物間をつなぐのが細い渡り廊下だった記憶があるんですよ。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

はい、そうですね。

**【森川委員】**

なので、万が一その細い、結構長い渡り廊下を夜、お風呂のために移動した記憶があるので覚えているんですが、そこを歩いているときに土砂災害が起きてしまったらとか、そのときは警報が出ていないから実施してしまいましたが、ちょっと前の雨で地盤が緩んでいたとかがあるかもしれないことを想像しますと、ここでの自然教室は子どもたち楽しみにしているので、もちろん行かせてあげたい気持ちもありますが、万が一のときは、どうぞ躊躇ない中止の御判断をお願いしたいと思います。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございます。

今、森川委員からご指摘いただきましたとおり、災害はいつ起こるか分からないということでございます。事前に予測できるとはいえ、不測の事態はあると思いますので、そこは中止、延期の考え方を作成しておりますので、危ないと思ったときには中止にするですとか、施設利用につきましてもそこはきちんと配慮していきたいと考えているところでございます。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

あと、もう一つ、ごめんなさい。現地に同行する教員の皆様にも、このことはきちんとお知らせして、何かのときにはここの建物が一番丈夫だという認識を、ボランティアとかも同行すると思うのですが、全部の大人に周知して、迷いなくそこまで避難ができるように時間を短く避難できるように行く前に、ぜひ紙一枚でもいいので、お知らせしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

学校の先生もそうですし、補助指導員、あとは施設職員を含め、その対応につきましてはきちんと共有した上で、対応していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

**【森川委員】**

よろしくをお願いします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

御説明、ありがとうございました。

現状、今後の検討はされていくんですが、今年度の予定ですとか、今後の実施予定、これにはどの程度の影響があるのでしょうか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

今年度の自然教室の実施という御質問でよろしかったでしょうか。

今年度につきましては、もう既に4月から中学生等が利用しておりまして、これから小学生も利用していくということでございまして、特に今回御報告したからといって、利用を制限するということは今のところ考えておりません。

ですので、同じように実施ということになりますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、ちょっと危ないなというときにはそこは中止をするということで対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

野村委員。

**【野村委員】**

御説明、ありがとうございます。

実際、この場所が土砂災害警戒区域に指定されたというのを把握したのは最近であっても、指定されていたのは平成25年の3月ということですのでよろしいですね。

そうなる、指定されていたところから把握するまでの期間がかなり空いているなという印象で、この施設はもちろんなのですが、市の管理している建物が安全な場所に建設されているのかということを確認して、こちらが知らされて知るのではなくて、意識的に確認していくほうがいいのかと思うのですが、この出来事をきっかけに見直しをしていく決まりを定めるとか、そういった方針はありますか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

今の御質問につきましては、資料2枚目の右側に5の「土砂災害特別警戒区域等に対する経過と対応」ということで、「(1) 経過」の一番上のところ、実は指定をされる半年前に長野県富士見町は地域説明会の実施をしております、そこに指定管理者が実は出席をしております、さらに翌日に市に対して報告をしているというようなことを、実は今年の4月にそこは把握できたということをございまして、そこはやはり市としてそういう情報があった中で、共有できなかった部分は反省すべきと考えているところをございます。土砂災害警戒区域に指定されているから危険だというわけではないですけども、そういう指定をされたということに対しましては、やはり今回の経緯を踏まえまして、きちっと対応が取れるような体制をとっていきたいと考えておりますし、利用される方、保護者の方に安心して利用いただけるよう対応していきたいと考えているところをございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明、ありがとうございました。

川崎市内の私の知り合いも、青少年団体で利用したり、あるいはグループで利用したりという経験を何度か聞いたことがあり、とてもすばらしい環境の施設だということを私も把握しているので、ぜひ何らかの形で続けられるといいなと思っています。

ただ、そうはいつでも安全第一ですので、そこを第一の判断基準にさせていただきたいとは思いますが。

その上で、二つ質問といいますか、感想を含めてなんですが、ケースAとケースBがあります。単純に素人目によりますと、ケースAは現状の位置をそれほど変えないで改修ということで、ただそれでも経費が60億円前後かかるということですので、ケースBはより安全な場所に移転する形で新築でしょうか、こちらのほうが60億円ということで経費的には変わると言えば変わりますが、それほど大幅に変わるわけではないので、レッドゾーンからかなり遠くなるという意味では、ケースBのほうが安全なので、これのほうがいいのかという気もしますが、しかも工事期間が短いのでいいのかなどは思いますが、その辺りは専門的な見地から検討して、より安全性の高いところの方法を取ることをぜひお願いしたいと思えます。それが1点です。質問よりは意見でした。

もう一点ですが、やはりこれからのSDGsであるとか、環境教育、環境学習ということ考えると、ここでの体験学習はとても重要な意味を持っていると思うんですね。それは、学校教育だけではなくて社会教育の観点から見てもそうですので、ただレッドゾーンがあり、そしてまた

その周辺も必ずしも万全ではないということを考えてときに、将来的にはこの地域全体が難しくなるということもあるかもしれないと思うと、その場合、全くやめてしまうのではなくて、ほかの地域で確保するとか、あるいは国立の施設を利用しながら同水準の環境教育ができるような形を考えると、いずれにしても、内容的に子どもたちの自然体験を将来的にもきちんと保証できるように考えていただきたいと思います。

以上です。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございます。

先ほどの資料6の検討の方向性でも御説明いたしましたが、やはり自然教室というのは、どの時期でも貴重な体験の場と考えておりますので、引き続き自然教室が継続、実施できるように、色々な方策につきまして検討していくことを考えているところでございます。

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

**報告事項No. 7 新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 7 新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

**【森教育環境整備推進室担当課長】**

担当課長の森と申します。よろしくお願いたします。

それでは、報告事項No. 7「新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組」につきまして、御説明いたします。

ファイルナンバー06-1報告事項No. 7資料を御覧ください。

初めに、「1 工事契約の締結」についてでございますが、一般財団法人 川崎市まちづくり公社による立替え施行の実施により、このたび、まちづくり公社において、令和5年4月10日付で建築工事契約を締結いたしました。

通常の工事契約手続に準じる形で、建築工事の内容について、御報告いたします。

建築工事の契約概要でございますが、工事名は「仮称新川崎小学校新築工事」、工事場所は川崎市幸区新小倉545番83、84、86、契約方法は総合評価一般競争入札、契約金額は68億2,000万円、履行期限は令和7年1月15日、契約の相手方は山根・野州・ハヤカワ共同企業体でございます。

構造・規模につきましては、校舎・体育館は鉄骨造、地上4階建てで、高さは19.75メートル、屋外倉庫は木造、平家建てで、高さは3.47メートルでございます。

建築面積は6,459.53平方メートル、延床面積は1万7,660.82平方メートルでございます。

また、建築工事のほか、電気設備工事、空気調和設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事の計5契約を締結して工事を実施してまいります。

続きまして、「2 通学区域の検討状況」でございます。

「(1) 児童推計による検証」を御覧ください。

現在の児童推計によると、令和12年から14年度頃にピークを迎え、ピーク時の児童数は1,300人超、学級数は最大で40学級を想定しており、市内で最大規模の小学校となる見込みでございます。

この状況を踏まえ、少なくとも児童数のピークが緩和するまでは、大規模共同住宅のみを通学区域とすることが適切であると考えております。

「(2) 検討スケジュール」でございますが、今後、7月から8月頃にかけて、児童推計に基づく素案を周辺地域に説明するとともに、既に大規模共同住宅から小倉小学校及び東小倉小学校へ通学している児童・保護者に対して、新校の開校後の通学予定のアンケートを実施いたします。

アンケート結果を踏まえまして、10月から11月頃には小倉小学校、東小倉小学校の両校と、通学区域及び開校時特例措置について調整を図る予定でございます。

開校時特例措置につきましては、新校開校年度に、既に近隣校に通学している児童及びその兄弟姉妹に対しまして、新校の通学区域にかかわらず、引き続き現在の通学校に通うことを認めるもので、直近の小杉小学校の開校時におきましても、開校年度の5年生及び6年生に適用しております。

開校時特例措置の内容を含めまして、令和5年12月頃には、通学区域の設定に関する議案を教育委員会にて御審議いただく予定としております。

続きまして、「3 校名の検討について」でございます。

学校名につきましては、地域住民の方からのヒアリングのほか、幸区在住・在勤・在学者の投票の実施などについても検討しており、「川崎市学校設置条例」の改正手続も含めまして、今年度中に対応を進めてまいります。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 7は終了といたします。

## 9 閉会宣言

#### 【小田嶋教育長】

本日の会議は、これを持ちまして終了いたします。

(15時12分 閉会)